

第Ⅱ章

平成19年度以降の我が国水産の動向

第1節

水産資源と海洋環境

(1) 我が国周辺の水産資源管理

ア 資源回復計画等の一層の推進

(我が国周辺水域における資源管理)

我が国においては、多種多様な水産資源を継続的に利用するため、漁業者自身による地先漁場・資源の管理という基本理念が受け継がれており、漁場利用関係の調整に基づき、様々な漁業が共存する水面を総合的に利用してきました。現在、漁業法等に基づく漁船の隻数、トン数、操業期間・区域等の漁獲努力量の規制（入口規制）と、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲量の規制（出口規制）を基本として、資源管理を実施しています。また、緊急に回復させる必要のある資源を対象に、減船、休漁等の漁獲努力量削減を内容とした資源回復計画を推進しています。21年3月末現在、魚種別資源回復計画（49計画74魚種）に加え、漁業種類に着目した包括的資源回復計画（19計画）が実施中又は策定中^{*1}です。この資源回復計画を実施することにより、太平洋のマサバなどに資源回復の兆しがみられています。

(求められる着実な資源管理の実施)

現在、漁獲可能量（TAC）制度や資源回復計画などにより資源の保存・管理が進められていますが、我が国周辺水域の資源状況は、資源評価が行われている資源のうち半分（84系群^{*2}のうち42系群）が依然として低位水準にあります。これは、海洋環境による影響のほか、沿岸域の開発等による産卵・育成の場となる藻場・干潟の減少、一部の資源で回復力を上回る漁獲が行われたこと等が要因といわれています。我が国周辺水域における水産資源の回復のためには、漁獲圧力の低下や未成魚の保護など、資源管理の一層の推進が求められます。（特集1参照）

資源管理は、休漁を始めとする漁獲制限を伴うことから、短期的には漁業経営に厳しい影響を与えるため、漁業者を始めとする関係者間の調整には困難を伴います。しかし、持続的に漁業を続け、水産物の安定供給を図るためには、今後とも漁業関係者、都道府県、国、そして消費者が一体となって、資源回復のための措置を着実に進めていく必要があります。

(TAC制度の更なる改善を図るために)

TAC制度が施行されて10年以上が経過する中、本制度の更なる改善を図ること等を目的として、TAC制度の課題と改善方向等について有識者による検討が行われました。この検討結果は、20年12月に取りまとめられ、TAC制度については、「TAC設定に際しては、公開で議論を行い透明性を向上する」、「TACは漁業の経営状況を勘案しつつ、生物学的許容漁獲量（ABC）を可能な限り超えないようにする」、「TACの期中改定をルール化する」等

* 1 資源回復計画の実施状況→参考図表Ⅱ-5

* 2 系群：11ページ参照



の改善方向が整理されました。また、個別割当方式^{*1}及び譲渡性個別割当方式^{*2}については、現時点では公的管理制度として一般的に導入することは適切ではないものの、漁業者の自主的取組も含め、漁業実態に応じて個別割当方式の活用を検討するとともに、現在、同方式を実施している漁業について、割当量の移動を認めることが妥当か否か等を検討するとの整理が行われました。そして、関係者の相互理解と協力が重要な役割を担ってきた我が国資源管理の長所が最大限に発揮されるよう、他の諸施策とあいまってTAC制度の適切な運用を図ることで、水産資源の回復・管理が一層推進されるとともに、国民に対する水産物の安定供給がより確かなものとなることが期待されると取りまとめられました。

イ 密漁等の違反防止対策

(我が国沿岸域における密漁等の取締り)

アワビ、ナマコ等の高級食材を狙ったいわゆる「密漁」は、近年、その態様が悪質化するとともに組織化・大規模化が進んでいます。19年に漁業法等の一部が改正（20年4月施行）されたことを受け、各都道府県においては罰則の強化が措置されています。

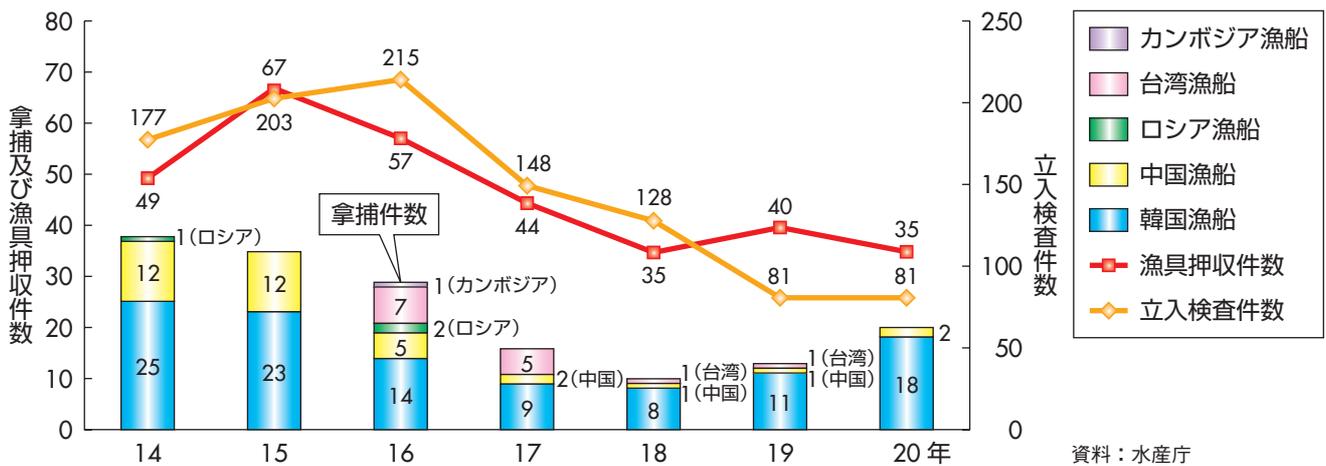


潜水器を使用した密漁

(外国漁船の取締り)

20年の水産庁の^{だほ}拿捕^{*3}件数は20件で、立入検査件数は81件、漁具押収件数は35件となりました。近年減少傾向にあった拿捕件数は、韓国漁船の拿捕の増加により、ここ2年再び増加に転じています。

図Ⅱ-1-1 水産庁による外国漁船の拿捕・立入検査件数等



韓国漁船、中国漁船及びロシア漁船に対しては、それぞれ二国間協定に基づき、農林水産大臣が我が国200海里水域での操業許可証を交付していますが、実際の漁獲量を偽り少なく記載する操業日誌不実記載や、操業水域違反などの違反事例がみられます。さらに近年は、漁具に浮標をつけず取締船の摘発を逃れたり、レーダーマストを高く改造



レーダーマストを高く改造した外国漁船

*1 個別割当 (IQ) 方式：IQとは、Individual Quotaの略称。漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行う方式。
 *2 譲渡性個別割当 (ITQ) 方式：ITQとは、Individual Transferable Quotaの略称。漁業者又は漁船ごとの割当量に譲渡性を付与し、当該割当量を他の漁業者に自由に譲渡又は貸付けができるようにした方式。
 *3 拿捕：船舶を押収し、または船長その他の乗組員を逮捕すること。

して漁業取締船等の接近をいち早く発見し逃走するなど、無許可漁船の違反の態様も巧妙化しています。

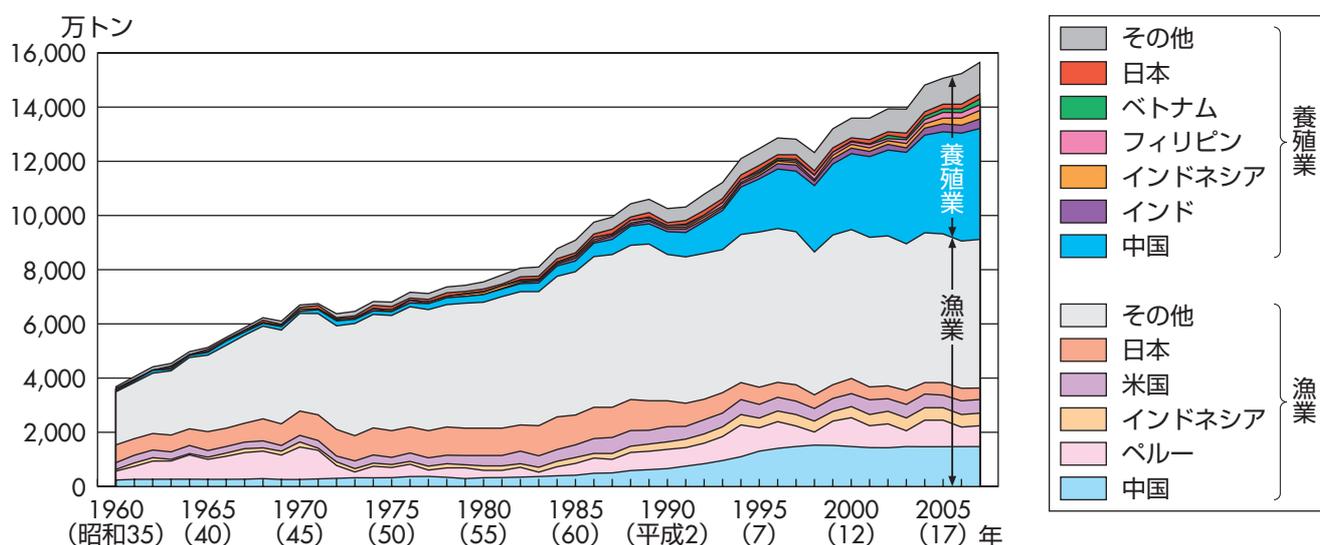
このように、我が国沿岸域におけるいわゆる「密漁」や外国漁船による違反操業は、水産資源の回復や適切な資源管理の取組に対し大きな障害となっていることから、水産庁、海上保安庁、都道府県等の関係機関はもとより、外国漁船の事案については関係国とも連携を取りながら、監視・取締りの強化に努めています。

(2) 世界の水産資源の状況

(世界の海面漁業生産量は頭打ち)

人口の増加や各国の経済発展などを背景とした世界的な水産物需要の増大に応える形で、世界の漁業・養殖業生産量は増加を続けてきました。

図Ⅱ-1-2 世界の漁業・養殖業生産量の推移



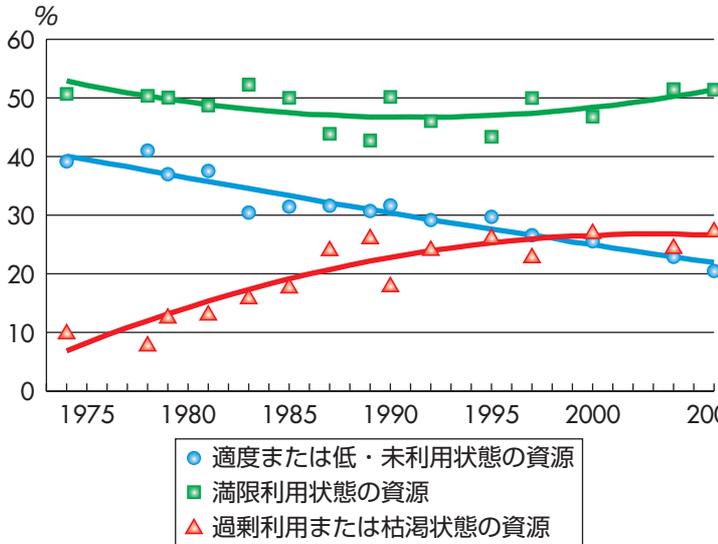
資料：FAO「Fishstat (Capture production 1950-2007) (Aquaculture production 1950-2007)」(日本以外の国)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」(日本のみ)を基に水産庁で作成

しかし、近年、海面漁業の生産量は頭打ちとなり、1990年代以降は養殖業（主に中国）が生産量の増大を支え、生産量の4割に達しています。国連食糧農業機関（FAO）「世界漁業・養殖業白書（2008年）」によれば、今後、海面漁業の生産量については大幅な増加が見込めないものの、養殖業の生産量については増加する可能性があるものと見込まれています。

FAOの同報告書によると、海洋水産資源の利用は19%が過剰漁獲、8%が枯渇、1%が枯渇から回復しつつあるとされています。また、約半分（52%）が満限利用の状態にあり、20%が適度な利用又は低・未利用の状態とされています。21年3月のFAO水産委員会においては、漁獲能力に関する国際行動計画（9年に採択、18年に早急な実施が確認）の実施の必要性が再確認されました。今後とも水産資源を持続的に利用していくためには、各国による水産資源管理の一層の強化が求められています。



図Ⅱ-1-3 世界の水産資源状況の推移（左）及び資源状態の例（右）



状態	資源の例
過剰利用 または 枯渇状態	クロマグロ（大西洋） マダラ（北西部大西洋） ペルーカタクチイワシ （南東部太平洋）など
満限利用状態	セイス*（北西大西洋） ベニザケ（北西太平洋） バナナエビ（中西部太平洋）
適度 または 低・未利用状態	カツオ（インド洋） イカ類（南東太平洋） キハダ（インド洋）

*セイス：タラの仲間

資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture (SOFIA) 2008」、「Review of the state of world marine fishery resources」
注：資源状態の例については、2004年時点で得られた情報による評価に基づくものである。



世界の海面漁業において毎年500億ドルの経済的損失

世界銀行とFAOが20年10月にまとめた報告書「The Sunken Billions (沈んだ大金)」によると、世界の海面漁業において毎年500億ドルの経済的損失（海面漁業の潜在的経常利益と実際の利益との差）が発生していると指摘しています。この損失の主たる要因は、水産資源の減少に伴い操業コストが増加したことと、過剰な漁獲圧力であるとしています。

しかしながら、漁獲能力の削減に向けた漁業政策の改革を行えば、水産資源の回復が促され、漁業者の生産性と収益性が向上するため、損失の大部分が回収できると指摘しています。なお、漁業政策の改革は漁業者の生活に直接影響を与えることから、資源の状態だけでなく、経済的な視点が重要としています。また、漁船や漁業者の減少を伴う改革を実行に移すためには、漁業者の生計を確保するとともに、様々な経費と政治的な問題を解決することが重要としています。

表Ⅱ-1-1 世界の漁業における経済的損失の例

漁業の例	漁業利益に対する経済的損失額の割合	年次
ロブスター漁業（イエメン）	1653%（※）	20年
タラ底層漁業（アイスランド）	55%	17年
アンチョビーまき網漁業（ペルー）	29%	18年
トンキン湾底層漁業（ベトナム）	29%	18年

資料：世界銀行・FAO「The Sunken Billions」
注：※については、収入額に対する経済的損失額の割合である。

(3) 諸外国の水産資源管理



(米国 ～マグナソン・スティーブンス漁業保存管理法の改正による資源管理の強化～)

米国における漁業管理の基本法はマグナソン・スティーブンス漁業資源保存管理法です。同法は19年1月に10年ぶりに改正され、乱獲の根絶・資源回復の強化、市場を基にした管理方策の推進、意思決定過程における科学の役割の拡大、IUU^{*1}漁業対策など資源管理の取組強化が強く打ち出されています。

21年1月、米国政府は改正された本法に基づき、IUU漁業国の特定及びその実態、混獲問題への取組等からなる報告書を初めて議会に提出しました。

なお、米国の報告によると、資源状況が明らかになっている244魚種のうち、乱獲行為の対象となっている魚種は前年に比べ7種減少し41種（17%）となりました。

(欧州連合 (EU) ～共通漁業政策における改革～)



欧州連合 (EU) においては加盟国の排他的経済水域をEUの共通海域として管理するため、昭和58年より「共通漁業政策 (CFP^{*2})」を策定し、EU加盟国共通の枠組みであるCFPと各加盟国独自の漁業管理制度との組合せにより資源管理が行われています。

なお、欧州委員会によれば、EU水域の漁業資源について、一部資源には回復がみられるものの88%の資源が過剰漁獲に陥っており、資源に対する過剰な漁獲能力を削減することが課題となっています。このため、欧州委員会は平成21年のEU水域内の水域別総漁獲可能量をマダラ、シタビラメなど25魚種にわたり最大で52%削減することを提案しています。このような状況を踏まえ、平成24年のCFPの改正を目指した作業が開始されました。

(4) 我が国の二国間の漁業関係

(近隣諸国との関係)

我が国は、近隣の韓国、中国、ロシアとの間においてはそれぞれ日韓漁業協定、日中漁業協定、日ソ地先沖合漁業協定に基づき、各年漁期における相互の操業条件を決定し、両国漁船はともに相手国から受けた許可隻数及び漁獲割当の範囲で、相手国水域において操業を行っています。また、ロシア系サケ・マスを対象とした我が国200海里水域における操業、北方四島周辺水域における操業については、それぞれ日ソ漁業協力協定、北方四島周辺水域操業枠組協定に基づき、我が国漁船が操業を行っています。

(太平洋島しょ国等との関係)

我が国は世界の多くの太平洋島しょ国と漁業に関する政府間協定あるいは民間による契約を締結することにより、我が国漁船の操業確保に努めています。

* 1 IUU漁業：トピックス2 参照

* 2 CFP：Common Fisheries Policy



(5) 我が国の多国間の漁業関係

ア マグロ類の保存管理をめぐる動き

(大西洋における保存管理をめぐる動き)

20年11月に開催されたICCATの年次会合においては、21年から23年までの地中海を含む東大西洋クロマグロの総漁獲可能量がそれぞれ22,000トン、19,950トン、18,500トンと決定されました。また、21年3月の会合においては、クロマグロの管理措置の遵守状況を国ごとに評価するとともに、改善が必要な国に対し漁獲割当の削減等の措置を講ずることを検討することとなりました。

(中西部太平洋におけるマグロ類の保存管理をめぐる動き)

20年12月に開催されたWCPFCの年次会合においては、21年から3年間でメバチの漁獲量を30%削減することを目的として、まき網漁業においては、集魚装置を用いた操業の2か月間禁止又はメバチの21年の漁獲量を13～16年の平均値から10%削減することが合意されました。また、はえ縄漁業についても、21年からメバチの漁獲量を13～16年の平均値から毎年10%削減（3年間で30%の削減）することが合意されました。

なお、北小委員会で作成されたクロマグロの保存管理措置（漁獲努力量を現状以上に増大させない）についても議論されましたが、合意に至らず、来年の年次会合まで継続審議となりました。

(みなまぐろ、インド洋及び東部太平洋におけるマグロ類の保存管理をめぐる動き)

20年10月に開催されたみなまぐろ保存委員会（CCSBT）の年次会合においては、21年の漁獲枠について、16年に合意した19～21年の割当量（日本：3,000トン、豪州：5,265トン、韓国：1,000トン、インドネシア：750トン、ニュージーランド：420トン、台湾：1,000トン等）とすることが確認されました。また、22年1月より、漁獲証明制度を導入することが合意されました。

20年6月に開催されたインド洋まぐろ類委員会（IOTC）の年次会合においては、南緯30度以南で操業するすべての漁船について、海鳥混獲回避措置を強化すること等が合意されました。

20年6月に開催された全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）の年次会合においては、20年以降のメバチ・キハダの保存管理措置について議論されましたが合意に至らず、次回会合で引き続き議論することになりました。

イ 国際連合（UN）

(公海漁業をめぐる動き)

国際連合（UN^{*1}）においては、底びき網漁業等が公海深海底の生態系に影響を与えている可能性が問題視されています。

我が国の操業が脆弱生態系及び深海漁業資源の持続的利用へ重大な悪影響を与えているとはいえませんが、資源状況やデータの不確実性を考慮し、天皇海山海域における我が国の底魚漁業について、漁獲圧力を10年間の平均値から2割削減する等の規制を21年1月より自主的に導入しました。

* 1 UN：United Nations 192か国が加盟（平成20年12月現在）

（FAO水産委員会等における議論）

21年3月に開催された第28回水産委員会においては、責任ある漁業に関する行動規範や国際行動計画等の実施状況、IUU漁業対策などについて議論が行われました。その結果、特に漁獲能力に関する国際行動計画の実施の必要性や、IUU漁業を撲滅するための国際的な協力の必要性が各国の間で改めて確認されました。また、地球温暖化が漁業・養殖業に与える被害が顕在化していることが各国から報告され、今後はその影響についてFAO事務局が情報収集し、定期的に各国に回章すべきことが支持されました。

ウ OECD水産委員会



経済協力開発機構（OECD^{*1}）においては、18年から20年にかけて、「漁業政策の改革」及び「グローバルゼーションと漁業」が漁業分野における主な議題として議論されました。20年10月に開催された第102回水産委員会においては、アイスランド、韓国、メキシコ、ノルウェー及びニュージーランドの漁業制度改革の分析、改革を進めるに当たっての課題などからなる報告書等が取りまとめられました。

エ 世界貿易機関（WTO）

WTO^{*2}は各国が自由にモノ・サービス等の貿易ができるようにするためのルールを決定することを目的とした国際機関です。13年から始まったドーハ・ラウンド交渉において、「包括的な関税削減又は撤廃」、「バランスのとれた貿易ルールづくり」等を目的とした交渉が行われています。水産物貿易の交渉に当たっては、世界の水産資源の状況が低迷している中で、有限天然資源である水産資源の持続的利用に貢献する貿易ルールが確立されるよう取り組んでいます。

（6）海外漁業協力の現状

我が国は、政府開発援助の一環として、開発途上国の水産業の振興及び資源管理に寄与するための水産無償資金協力や（独）国際協力機構（JICA）を通じた技術協力を実施しているほか、（財）海外漁業協力財団においても我が国漁船が入漁している沿岸国の漁業への技術移転事業を行っています。また、東南アジア地域における持続可能な漁業の実現のため、国際機関である東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC^{*3}）への財政的、人的支援も行っています。

*1 Organization for Economic Co-operation and Development 持続的な経済成長、自由かつ多角的な貿易の拡大など国際経済全般について協議することを目的とした国際機関。30か国が加盟（平成20年12月現在）

*2 World Trade Organization 153か国が加盟（平成20年12月現在）

*3 SEAFDEC：Southeast Asian Fisheries Development Center（シーフデック）。東南アジア地域の漁業開発促進を目的として1967（昭和42）年に設立された国際機関。ASEAN諸国と我が国がメンバー国。

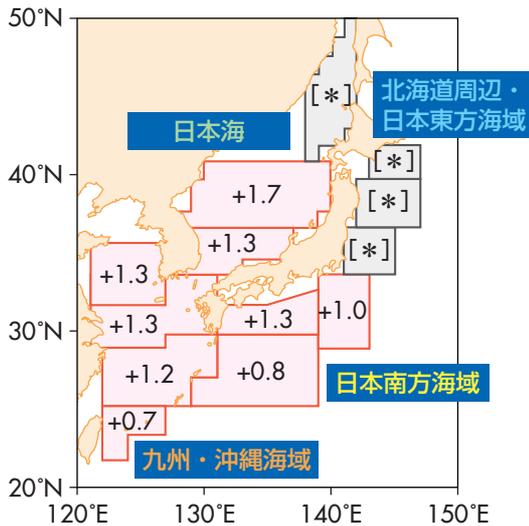


(7) 海洋環境の状況

(地球温暖化が我が国水産業に与える影響に対する懸念)

地球温暖化による海流の変化、海水温の上昇等、海洋環境の変化が生物多様性に与える影響が危惧されています。IPCC^{*1}第4次評価報告書では、温暖化の進行によるサンゴの白化現象^{*2}のほか、北極域や南極域の海水の減少、熱膨張等に伴う海面上昇といった現象が予測されています。我が国近海においても海面水温の上昇が報告されています。

図Ⅱ-1-4 日本近海の海域平均海面水温（年平均）の長期変化傾向（℃/100年）



我が国周辺の九州・沖縄海域、日本海中部・南部海域、日本南方海域における年平均海面水温は、100年当たり0.7～1.7℃の割合で上昇しました。これは全海洋の年平均海面水温上昇率0.5℃の1.4～3.4倍に当たります。

評価をしている範囲が狭いため自然変動の影響を受けやすく、水温の上昇が必ずしも温暖化の影響とはいえませんが、日本周辺海域の海面水温の上昇が、平均値を上回っていることは事実です。

資料：気象庁「海洋の健康診断表『海面水温の長期変化傾向（日本近海）』2008年」
 注：1) 数値は、年平均海面水温の100年当りの上昇率（℃/100年）。
 2) [*]で示した海域では、年平均海面水温に統計的に有意な長期変化傾向は見出せなかった。
 3) オホーツク海域は1960年代以前のデータ数が少ないため、解析の対象外。

海水温の上昇によって回遊性の魚種の漁場が北上し、100年後にはサンマの漁場が日本近海でほとんどなくなる可能性が指摘されています。また、南方系海藻の分布が徐々に広がっていることが判明しており、藻場に生息する生物や周辺環境に影響を与える可能性も指摘されています。

(洞爺湖サミット開催)

20年7月、G8洞爺湖サミットが開催されました。2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減させるという長期目標について、我が国は気候変動枠組条約のすべての締約国と共有し、その条約の下で検討・採択することを求めることに合意しました。

国としても温暖化対策の加速化を図るため、漁船の省エネ化を進めるとともに、バイオマス燃料の技術開発を進めています。また、生態系の健全さを保つため、19年7月に策定した「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、藻場・干潟等の保全や希少生物の保全手法の開発等、生物多様性の保全を重視した施策を推進しています。

*1 IPCC：「気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）」。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

*2 白化現象：環境が悪化するとサンゴの体内で生活する褐虫藻が出ていってしまい、サンゴが色を失い白くなること。海水温が高すぎたり低すぎたり、紫外線が強すぎたり弱すぎたりして起こる現象。



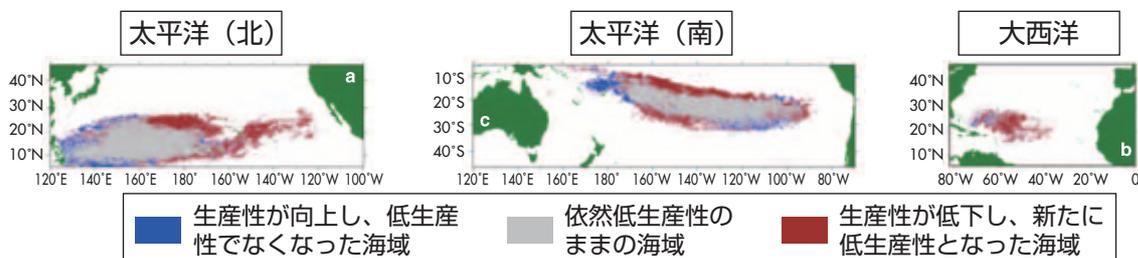
コラム

世界の動き 海洋の「砂漠海域」の拡大

～米国海洋大気庁が発表～

20年3月、米国海洋大気庁は、生物生産性が最低水準にある、いわゆる「砂漠海域」が予想を大きく上回るペースで拡大しているという研究成果を発表しました。生産性の指標となる植物プランクトンの現存量が少ない海域は、10～19年の10年間に15%拡大し、全海域の20%を占めるほどになっています。こうした生産性の低い海域が拡大することにより、そこに生息する生物を含めた生態系に深刻な影響を与える可能性があるという指摘をしています。また、この変化は海面水温の上昇と同期的に起こっていると報告しています。海面水温の上昇は、鉛直混合を弱めるため、深層の栄養塩が表層に供給されにくくなります。このように地球温暖化の進行は、生物の生産性にも大きな影響を与える可能性があるといえます。

図 II-1-5 10年から19年の10年間ににおける海洋の生産性の変化



資料：米国海洋大気庁

(漁場環境の保全)

漁業や養殖業にとって重要な沿岸水域の環境は、工業排水や生活排水の流入、埋立や海砂利の採取の影響を受けやすいものです。各水域において有機汚濁の代表的指標であるCOD^{*1}の改善がみられます。しかしながら、瀬戸内海を始め日本の多くの内湾海域では、冬季に珪藻が大量に発生し、養殖ノリが必要とする全窒素や全リンなどの栄養塩が不足することによって、ノリの色落ち被害が発生しています。また、夏季には赤潮や貧酸素水塊が発生し、魚介類が生息できなくなる被害も生じています。こういった事態に対しては、ノリの生育に適した管理手法の開発、下水道の整備や赤潮・貧酸素水塊の防御技術の開発等を行っています。



20年3月、神戸市沖において貨物船など3隻が衝突し、貨物船1隻が沈没する事故が発生しました。沈没船から流出した燃料油が生産物に付着するため、最盛期にあった周辺のイカナゴ漁やノリ養殖業の生産を一時中止する事態となりました。このため、関係機関との連携によって船体からの油を抜き取るための検討を進めるとともに、こうした油濁事故の防止に向けた啓発活動等を進めています。

*1 COD (化学的酸素要求量) : 水中の有機物等を酸化剤で分解する際に、消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、有機汚濁の代表的な指標。

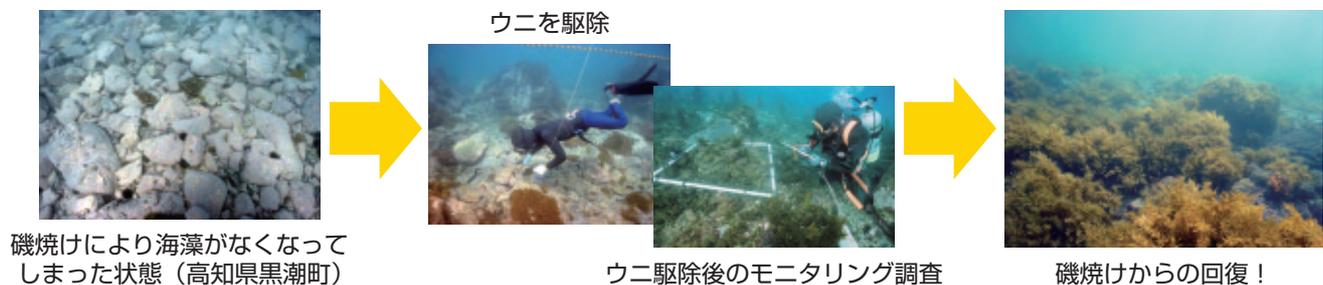


このほか、外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミや流木による生態系への悪影響や漁業への影響等が深刻化していることから、発生源対策や処理方法について検討が進められています。

（藻場・干潟の保全）

藻場は、水産動物にとって産卵や稚魚の生育の場として重要です。しかし、水温上昇に伴い海藻が減少し、そこにウニなど海藻を食べる動物が影響を及ぼすこと等によって、無節サンゴモという殻状の海藻の生息が持続する「磯焼け」が発生しています。最近では、地球温暖化の進行による磯焼け域の拡大も懸念されています。国では磯焼けの原因の特定と具体的な対応策をまとめた「磯焼け対策ガイドライン」を策定し、その普及を図るとともに、海藻が着定しやすい基質を設置して藻場の造成に取り組んでいます。また、地元の漁業者が中心となってウニを駆除するなど保全活動を行った結果、藻場が回復した事例もみられています。

図Ⅱ-1-6 漁業者が中心となった取組で磯焼けから回復した藻場



資料：高知県「高知県磯焼け対策指針」

また、様々な生物の生息の場であり水質浄化能力を有している干潟が減少している状況に対応して、^{ふくさ}覆砂、耕うんや堆積物除去を行い、干潟を積極的に造成・保全する取組がみられます。さらに、多様な生物をはぐくむサンゴ礁は、白化現象やオニヒトデによる食害によって減少していることから、増養殖技術の開発が進められています。

（野生生物による漁業被害を防止）

20年は大型クラゲのまとまった出現はなかったものの、これまで日本海・三陸等の沿岸で大量に出現し、大きな漁業被害をもたらしてきました。そこで、17年度補正予算により創設された対策基金等を活用して出現状況を調査し、結果を情報提供をするとともに、洋上駆除を行っています。また、漁獲物への混入を防ぐための改良漁具の導入も進められています。

有明海や瀬戸内海においてはナルトビエイによるアサリやタイラギの食害が、北海道及び青森県においてはトドによる漁具の破損及び漁獲物の食害が発生しています。また、長崎県ではイルカの来遊による漁獲物の減少も問題となっています。このような状況を踏まえ、漁業被害の防止・軽減のための対策が実施されています。

（外来魚やカワウによる漁業被害を抑制）



内水面は、多様な淡水魚介類の供給を行うほか、遊漁等のレクリエーションの場の提供を通じて自然と触れ合う機会を創出するとともに、自然環境を保全するといった重要な役割を担っています。

しかし、ブラックバス、ブルーギルなどの外来魚の生息域が拡大し、漁業や生態系へ被害を与えていることが問題となっています。「外来生物法^{*1}」に基づき特定外来生物に指定されているオオクチバスを始めとする生物（魚類13種^{*2}、水生の無脊椎動物4属4種^{*3}）は、その飼養、運搬、輸入等が規制されています。また、刺し網や水抜き等によって外来魚の捕獲を行うとともに、より効率的に捕獲駆除するための漁具・漁法の開発が行われています。

近年、カワウの分布域が拡大するとともに個体数が増加し、アユ、ウグイ等の捕食による漁業被害が問題となっています。



魚を捕食するカワウ



カワウの群れ

20年2月には市町村が主体的に鳥獣被害対策に取り組むことを可能とする「鳥獣被害防止特措法^{*4}」が施行されました。地域の状況に応じて、一斉追払いを行ったりカワウの巣を駆除するなど、漁業被害の防止に努めています。

（水産動物の疾病を防ぐ）



アユ冷水病^{*5}については、20年は河川・湖沼において、120件（前年144件）の発生が確認されました。過密養殖を避け飼育施設を清潔に保って、適正な飼育環境を確保することや、他地域からのおとりアユを持ち込まないことなどを内容とする「アユ冷水病防疫に関する指針」を作成し、防疫対策に取り組むとともに、ワクチンの開発に取り組んでいます。

コイヘルペスウイルス（KHV）病^{*6}については、20年には89件の発生^{*7}が確認されていますが、16年（910件）をピークに減少傾向にあります。感染コイの早期発見の取組や移動制限、焼却・埋却処分等のまん延防止措置を継続するとともに、診断技術等防疫技術の開発に取り組んでいます。

*1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律。

*2 魚類13種：オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）、ノーザンパイク、マスケーパイク、カダヤシ、ケツギョ、コウライケツギョ、ストライプトバス、ホワイトバス、パイクパーチ及びヨーロピアンパーチ。

*3 無脊椎動物4属4種：モクズガニ属（上海ガニ）、ザリガニ類2属2種（ウチダザリガニ、アスタクス属、ラストレイフィッシュ、ケラクス属）、カワヒバリガイ属、カワホトトギスガイ及びクワガガイ。

*4 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（19年12月21日公布）。

*5 アユ冷水病：細菌を原因とする疾病であり、貧血、体表の白濁、鰓蓋下部の出血の他、体表の潰瘍等の穴あき症状が発生する。稚アユから成魚まで発生が確認されており、特に稚アユの死亡率が高い。

*6 コイヘルペスウイルス（KHV）病：マゴイとニシキゴイに発生する病気。発病すると行動が緩慢になったり餌を食べなくなり、鰓の退色やびらん（ただれ）等が見られる。幼魚から成魚までに発生。死亡率が高いが、有効な治療法はない。

*7 89件の発生：養殖場、天然水域の発生件数。